

# 成年年齢引き下げで 18歳から大人に

民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に変わりました。  
未成年の人は、生年月日によって成人となる日が、次のようになりました。

生年月日	成人になる日	成年年齢
平成14年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれ	令和4年4月1日	19歳
平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれ	令和4年4月1日	18歳
平成16年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

なぜ18歳に  
引き  
下げたの？



近年、若者の社会参加を促すため、選挙権年齢や投票権年齢が18歳と定められるなどの政策が進められてきました。こうした流れを受けて民法が改正され、成年年齢が18歳に変わりました。世界的にも成年年齢を18歳とするのが主流となっています。

## 18歳になるとできること

例

- 親の同意なしの契約  
携帯電話の契約  
クレジットカードを作る  
ローンを組んで車などの高額商品を購入する  
1人暮らしの部屋を借りる  
生命保険に加入する など
- 10年有効のパスポートの取得
- 医師や薬剤師、司法書士などの国家資格の取得
- 性同一性障がい者の性別変更請求



## 20歳にならないとできないこと

例

- 飲酒、喫煙
- 競馬、競輪、競艇（オートレース）、オートレースの投票権の購入
- \*健康面への影響や非行防止、青少年保護などのため、年齢制限は20歳のままです
- 国民年金の加入



## 成人式はどうなるの？



町では、これまで通り20歳の人を対象に「二十歳のつどい」と名称を変更して開催予定です。

[問合せ]  
生涯学習課 生涯学習グループ  
☎(0564)62-1111(内線197)  
FAX (0564)63-1675

## 戸籍届出の変更点は？

### 婚姻届

女性の結婚できる年齢が16歳から18歳に変わりました。4月1日時点で既に16歳以上の女性は、18歳未満でも父母の同意を得れば結婚することができます。

### 養子縁組届

成年年齢引き下げ後も、養親になることのできる年齢は20歳のままです。

### 親権について

離婚などによる親権の取り決めが必要な年齢が20歳未満から18歳未満へと変わりました。

### 婚姻届などの証人について

婚姻届、協議離婚届、養子縁組届、養子離縁届には、証人2人の署名が必要です。今後は、18歳以上であれば証人になることができます。

[問合せ] 住民課 住民窓口グループ ☎(0564)62-1111(内線121) FAX (0564)62-6555



**若者を狙った  
消費者トラブルに  
注意が  
必要です!**

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法では原則契約を取り消すことができるとされています(未成年者取消権)。しかし、成年年齢を引き下げたことで18歳から19歳の人には未成年者取消権を行使できなくなりました。知識や経験が十分でない若者を狙った悪質な業者もいますので、注意が必要です。



ケース1 定期購入(サブスク)

動画投稿サイトの広告を見てお試し300円のダイエットサプリメントを購入。頼んだ覚えのない2回目の商品発送連絡があり、4カ月分まとめて4万円の請求があった。



**アドバイス**

- 定期購入が条件となっていないか、解約・返品はできるかなど契約内容や解約条件を十分確認しましょう。
- 証拠を残すため、事業者に連絡した記録を残しましょう。

ケース2 美容医療に関する契約

街中で脱毛エステの無料体験に誘われ、施術を受けた。無料体験後、断ったにも関わらず別室で有料のエステの勧誘を受け続け、断り切れず20万円の全身脱毛コースの契約をしてしまった。帰宅後、不安になり解約したいと連絡すると初回施術料6万円を支払うように言われた。



**アドバイス**

- 家族や友人に相談するなどして、その場で契約しないようにしましょう。
- エステや美容医療などの契約では契約してしまっても、一定の期間であれば契約をやめることのできる「クーリング・オフ」という制度があります。こうした制度を活用しましょう。

ケース3 もうけ話(マルチ商法など)

先輩の知り合いに「ブログを通じて情報を販売すると毎月30万円稼げる」と言われ、50万円の情報商材\*を契約したが、全くもうからない。その後、友達を誘えばボーナスが入ると言われた。

\*情報商材…副業や投資などで高額収入を得るためのノウハウと称して販売される情報のこと



**アドバイス**

- うまい話はありません。信じないようにしましょう。
- 「お金がない」と断っても、「借金して払えばいい。すぐに返済できる」と言われて学生ローンなどでの借金を勧められることもあります。曖昧な態度をとらず、きっぱりと断りましょう。

**不安を感じたら家族やお近くの警察、消費生活相談窓口などに相談を!**

消費者ホットライン

いやや!  
☎188

愛知県  
消費生活総合センター

平日/午前9時～午後4時30分  
土日/午前9時～午後4時  
☎(052)962-0999  
FAX(052)961-1317

幸田町消費生活相談  
(役場1階相談室)

無料で消費生活相談員に相談できます。  
毎週火曜日  
午前10時～正午、午後1時～4時  
(受付は午後3時30分まで)

[問合せ] 企画政策課 政策グループ ☎(0564)62-1111(内線332) FAX(0564)63-5139